

令和8年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年6月30日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 松 山 貢	6番 牧 野 牧 子	11番 安 部 大 助
2番 村 上 一	7番 齋 藤 則 子	12番 前 田 芳 樹
3番 西 村 万里子	8番 村 上 謙 武	13番 石 田 茂 春
4番 脇 田 千代志	9番 菊 地 政 文	14番 高 宮 陽 一
5番 山 田 浩 太	10番 西 尾 幸太郎	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長	木 瀬 高 宏
副 町 長	大 庭 孝 久	建 設 課 長	岸 本 則 和
教 育 長	野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
会 計 管 理 者	野 津 千 秋	環 境 課 長	原 秀 人
総 務 課 長	宇 野 慎 一	エネルギー対策室長	野 津 寿 天
危 機 管 理 室 長	柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長	田 崎 幸 雄
地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長	藤 田 将 之
財 政 課 長	池 本 繁 樹	布 施 支 所 長	坂 本 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋 忠 夫
税 務 課 長	島 根 美 香	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
町 民 課 長	和 田 美由貴	中 出 張 所 長	黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長	中 村 恒 一	総務学校教育課長	金 井 和 昭
住民福祉担当課長	茶 山 宏	社 会 教 育 課 長	砂 川 祐 一
商 工 観 光 課 長	藤 野 一	中 央 公 民 館 長	藤 田 留 美
農 林 水 産 課 長	曾我部 一 彦		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 拳 事 務 局 長 補 佐 前 田 静 香

1. 議員提出議案の題目

発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

発議第1号 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の延長及び離島対策の抜本的拡充を求める意見書の提出について

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時09分）

（本会議再開宣告 10時09分）

日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第44号から議第61号までの18件、請願1件、及び継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

皆様おはようございます。それでは、総務教育民生常任委員長報告を行います。

1. 委員会開催日は5月26日、6月16日、17日、25日、26日の5日間で行いました。
2. 付託案件は、別紙のとおりでございます。
3. 審査の結果について申し述べます。

付託案件は全て全会一致で可決すべしといたしました。また、請願第3号は全会一致で採択すべしといたしました。

4. 審査の経過及び主な意見、指摘事項についてです。

(1) 議第44号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」について、この条例の改正は、窓口において印鑑登録証の提示のない場合であっても、マイナンバーカードの提示により印鑑登録証明書が取得できるようにするものでございます。担当課からは「マイナンバーカードを使う場合は暗証番号が必要になり基本となるのは印鑑登録証なので、絶対に捨てないように」という説明がございました。

(2) 議第46号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてでございます。この条例の改正は、物価高騰により放課後児童クラブの食材費の負担が増えており、給食費の保護者負担を月額300円から400円に増額するものでございます。委員会としては、学校給食のように義務的なものではなく、放課後児童クラブは保護者の都合により利用するものなので受益者負担の考え方にに基づき了承いたしました。

(3) 議第51号「物品購入契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」なんですが、現在、小中学校で使用している児童生徒1人1台の学習者用タブレット端末が更新時期を迎えることから、島根県内の自治体が共同購入することになった新しい端末をティーエスケイ情報システム株式会社と契約金額5,491万2千円で、物品購入契約を締結するものでございます。9月末に各学校に配布し教職員に慣れてもらい、児童生徒は来年4月から使用することになります。委員からは「旧端末を有効に活用するように」という指摘があり、担当課からは、「使えるものは、学校、教育委員会、保育・医療機関などの希望を聞くなどして有効に活用していく」との回答がございました。

(4) 議第53号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町自動車練習施設〕」でございます。新しく建て替えた「隠岐の島町自動車練習施設」の指定管理者を、「島後交通安全協会」とするものでございます。指定期間は令和8年7月1日から令和11年3月31日の2年9か月間で、指定管理料は合計2,766万8千円の予定でございます。委員会としては、今までの実績や経験を考慮し了承いたしました。

(5) 請願について、請願第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める」請願についてでございます。提出者は、隠岐の島町職員組合執行委員長大上達也氏、紹介議員は高宮陽一氏。請願の概要ですが、2027年度地方財政予算全体の安定確保に向け、政府に対し意見書を提出するよう求める内容でございました。医療・介護など

社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少化における地域活性化対策はもとより、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、あらゆる課題への対応や公的サービスの充実を図るためには、地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」といたしました。

(6) 所管の調査事項に入ります。

①「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画」についてでございますが、5月26日に開催した常任委員会で担当課から「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画」策定委員会の開催状況と「隠岐の島町立小中学校のあり方に関するアンケート」の集計結果の報告がございました。委員からは「アンケートの結果の自由記述欄にある意見や島後小中学校校長会から提出されている意見書なども参考にして計画をつくるべきである」との意見がございました。また「アンケート結果の公表はいつ行うか」との委員からの質問に対して担当課からは「アンケートと計画案の公開は、総合教育会議を開催した後、住民説明会を開催する前に行う」との回答がございました。

②「特別養護老人ホーム鳴澤の里」の一部養護老人ホーム化についてでございます。

社会福祉法人高田会が運営する「特別養護老人ホーム鳴澤の里」及び併設する「短期入所施設」では、近年は入所者の減少による空床が常態化し、あわせて要介護度の軽度化により介護報酬が減少するなど事業活動収支の悪化が続いている状況であります。今年6月1日から施設の一部を養護老人ホームに用途変更することで空床の解消を行い経営改善を目指すものでございます。委員からは「本町にとっては必要な施設であるので町としても必要な支援を行い経営改善になるように努力してもらいたい」との意見がございました。

③「旧老人会館及び周辺の町有地の無償譲渡」に関する現況についてでございますが、西町の旧老人会館及び周辺地は、保育園の移設計画をしている隠岐共生学園に無償譲渡することになっているものでございます。その敷地内にある石碑、看板、紅梅を住民の同意を得て近くの町有地に移設する計画が担当課より報告されました。委員からは「住民との合意を文書にしてお互いに確認できるようにしたほうが良い」との指摘があり、担当課からは「そのようにする」との回答がございました。

④「窓口受付時間短縮」の試行期間における短縮時間の変更についてでございます。本庁業務の効率化や職員の時間外勤務の削減（働き方改革）の一環として今年2月から行ってきた窓口業務の受付時間の短縮（8時半から17時15分のところを8時30分から17時で）とすることですが、超過勤務の改善に思うような効果が得られなかったことや、今のままでは職員の情報共有、つまり申し送りですとか、懸念事項の伝達などの時間確保が困難な

ことから更なる時間短縮が必要ということで、8月3日から令和9年1月末まで受付時間を9時から16時30分とする試行の提案でございました。委員からは「町民にとってどうか」、「戸籍住民係の夜8時9時までの超過勤務を解消するためには試行してみるべき」などの意見がございまして、委員会としては了承いたしました。

⑤「島根かみあり国スポ（相撲競技）」のPRポロシャツ、ポスターについてでございます。島根かみあり国スポの機運醸成活動としてPRポロシャツの作成販売と、島根かみあり国スポ（相撲競技）及び全国教職員大会（相撲リハーサル大会）のポスターデザイン募集の事前告知について担当課から提案がございました。委員会としては、選手養成も順調に進んでいるようなので積極的に宣伝するよう要望いたしました。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究いたします。

これで総務教育民生常任委員長報告を終わります。

○議長（安部大助）

次に、産業建設常任委員長 6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野 牧子）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

1. 常任委員会の開催日は、5月15日、6月10日、16日、17日、25日、26日の6日間でございました。

2. 付託案件は別紙のとおりでございます。

3. 審査の結果、議第54号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」については賛成多数で可決すべしとし、他の議案については、全会一致で可決すべしといたしました。

4. 審査の経過及び主な意見、指摘事項等についてでございます。

（1）議第50号「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ2階改修工事（2期）〕」です。

請負契約の締結について、契約金額は1億1,990万円です。隠岐ポートプラザ2階の海側スペースを改修する工事で、契約金額1億1,990万円で株式会社 吉崎工務店と契約を結ぶものでございます。工事の内容は、2階の内装改修を含め壁面の一部を開口し、海側の景観が見えるようにする計画でございました。委員からは「隠岐ポートプラザに関しては、海に見える交流館や周辺施設とどのように一体的に運用していくのか見えにくい」との指摘や「隠岐ポートプラザの指定管理者と海に見える交流館の運営予定者が実質的に同じ事業者である

ことから、新施設完成前に両施設をどう連動させどのような事業展開を行うのか、議会及び町民に分かりやすく示す必要がある」との指摘がありました。担当課からは「昨年度改修工事が終わっている部分については音楽を主に扱う施設としての活用を想定し、今回工事をする部分はコワーキングスペースなどとしても活用する。今後、更なる活用方法や周辺施設との連携についても検討する」との説明がございました。委員会での指摘事項は、一般会計補正予算（第1号）の都市再生整備事業への指摘と重複するため、まとめて後ほど報告いたします。

続きまして、議第54号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

都市再生整備事業2億7,781万円。令和7年度に国からの予算が3割程度に減額されましたが、今年度、都市再生整備計画の一部を「地域未来交付金」に移行することができたため、大幅な補正を行うこととなった。補正内容は、交流館周辺の用地取得・建物補償費の増額に加え、新たに中町ポケットパーク・記念碑広場・ポートプラザ前広場等の詳細設計、商流システム開発、デジタル教育支援事業、大城山避難路兼通学路の整備、スカイブリッジ撤去など、今年度の事業に追加するものでございました。委員からは「今回建設する施設と隠岐ポートプラザは所管する課が違うが、現在の連携状況はどのようになっているか」との質問があり、担当課からは「交流館の運営形態について、運営予定者と協議を進めている。補正予算にも商流システムに関する計画策定が含まれており、隠岐ポートプラザとの連携も含め、担当課及び運営予定者と早期に話し合いを進める」との説明がございました。委員会では「建物を建てることが目的ではなく、長期にわたりどのように運営し、にぎわいと人の流れを生み出すかが重要である。隣接する隠岐ポートプラザと交流館整備は、同じエリアに関連する事業であり、早期に各担当課、運営予定者、関係者を交えて協議を開始すべきである」との指摘をいたしました。

続きまして、議第56号「工事請負契約の締結について〔（仮称）海に見える交流館建築工事〕」契約金額が4億4,110万円、及び議第57号「工事請負契約の締結について（仮称）海に見える交流館機械設備工事」契約金額は5,445万円についてでございます。担当課より、交流館建築工事及び交流館機械設備工事請負契約の締結について、指名競争入札結果が不落となり、最低価格入札者である有限会社 門脇工務店との協議により、随意契約となりました。不落の要因としては、資材の高騰や調達が困難であるとの説明がありました。委員からは「今後も物価高騰が続いた場合、契約の中でどのような対応をするつもりか」との質問があり、

担当課からは「県に準じたスライド条項に加え、本工事については、工期と請負額の取り扱いについて工期確保・スライド条項などの特記事項を設け、対応ができるように整理をしている」との回答がございました。委員会からは、世界情勢が不安定な中、不測の事態が起こった場合は柔軟に対応するよう指摘をいたしました。

続きまして、議第 61 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。離島甲子園事業 522 万円について、全国離島中学生野球大会開催費について、参加選手等の島内移動に使用する貸切りバス料金関係の追加補正について説明がございました。島内移動については、町内事業者が保有するバスや、夏休み期間中のスクールバスの活用を予定しておりましたが、福島県で 5 月に発生した交通事故を受けコンプライアンス及び安全面への配慮のため、本土から大型バス 1 台、中型バス 3 台、マイクロバス 2 台を追加手配をし、そのための乗務員の派遣も必要となり、増額補正となったとの説明がありました。委員からは「安全面から致し方ないが、参加自治体に追加負担を求めないのか」との質問に対し、担当課からは「今大会では、既に物価高等もあり参加費は値上げをしている。今回の件で追加負担を求める考えはない」との説明でありました。委員会からは「離島甲子園は自治体負担も軽くなく、参加を見送る自治体も目立ってきています。今後の大会の在り方を関係自治体と協議する必要があるのではないか」と指摘いたしました。

最後に、所管の調査事項でございます。

西郷港周辺町まちづくりについては、3 月定例会において地地域住民から請願書や意見書が提出されたことから、地域住民への丁寧な説明、計画内容の検討、進捗状況を当委員会へ逐一報告するよう、附帯決議を付して関係予算を認めております。その後担当課からは、附帯決議を受け、地域住民や協議会・連絡会などと意見交換を行い、計画の一部変更を行ったなど、委員会への報告がございました。しかし、担当課へ一部住民から懇話会の出席要請がありましたが、担当課は日程が合わないことや、これまでに各町内の住民との意見交換をしてきたことなどを理由に出席を断っております。委員会としては、住民の申出に対し対応しないのは附帯決議に反し極めて遺憾であり、地域との関係性や今後の事業に支障を来すことが懸念されるために、町長・副町長とも協議をし、改善するよう強く指摘しておきます。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調整事項については、議会閉会中も継続して調査研究いたします。以上です。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

「討論」は分割して行います。

町長提出議案の、承認第3号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、議第61号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」までの23議案、及び同意第3号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」、並びに本日の議事日程第1で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対の方の発言を許します。反対討論はありませんか。

4番：脇田 千代志 議員

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

ただ今より、議第46号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」への反対討論を行います。本事業は、保護者が就労等で日中家庭にいない子ども達の放課後等における健全育成と子育て・仕事の両立支援を目的としています。そして今回の一部改正の内容は、食材費高騰により給食費の従来300円を400円に値上げするものであります。

給食費1日100円の値上げにより、月20日利用の世帯は2,000円の値上げとなり、月6,000円が8,000円となります。これに基本料が月額1万円と保険料が400円加わり、給食費の8,000円とで1万8,400円。子どもさん2人利用の場合は3万6,800円となります。なお夏休みの場合は利用時間が長くなるので基本料が月額2万円となり、合計2万8,400円、2人の場合は5万6,800円となります。

もちろん、近年の急激な食材費高騰という苦しい現状については理解を示すものであります。しかしながら、物価高騰のシワ寄せを全額保護者負担とする方針には疑問を持たざるを得ません。そもそも本事業は10割利用者負担となっており、本町の子育て政策として学校給食費や保育料の無償化等の流れの中では、同じ子育て世代への対応として不均衡感を禁じ得ないところであります。果たしてこれだけ重い負担が先に見えていて、子どもをたくさん産み育てようという気になるのでしょうか。また視点を変えると、定時で終われない共稼ぎ世帯への10割負担は、子育て罰のような受け止め方もあり、早期の解消が望まれるところであります。

一方では、高齢者福祉事業における送迎費用の燃料費高騰などの実情に鑑み、昨年には事業経営の赤字分を指定管理料で補填する債務負担行為を承認し、本年度より実施されています。このことによる利用者の負担増は発生しません。

子育て政策は、申すまでもなく少子高齢化対策、人口減少対策として本町の要政策であります。物価高騰による影響は、他の世代への支援と同様に、町が公費で補填するなどの建設的な対応を検討すべきです。

町の負担のあり方や事業の制度の見直しを含め、「子育て世代に優しい町」、「若者が帰ってきたくなる町」になっていくための町の仕組みづくりが今後はなされるよう、本議案に反対するものであります。

以上終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に、議第 46 号の原案に賛成の発言を許します。議第 46 号について、ほかに討論ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で議第 46 号議案についての討論を終わります。

次に、反対者の発言を許します。

2 番：村上 一 議員

○2 番（ 村 上 一 ）

日本共産党の村上一です。町長提出議案のうち、議第 56 号「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館建築工事〕」、及び議第 57 号「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館機械設備工事〕」についてまとめて反対討論を行います。

私は本年 3 月定例会で、一般会計予算「都市再生整備事業」のうち、海の見える交流館建築工事に、5 億 6 千万円が計上されていることについて反対しました。それは、中町町内会連合会から、海の見える交流館周辺道路の整備計画について反対する請願書が出されたり、西郷港周辺地区地権者会から計画の推進を求める意見書が提出されたりしている状況は、町が進めようとしている計画が住民の中に対立と分断を生んでおり、住民の合意を得られていないと判断したからです。

また、私は産業建設常任委員会から提出された附帯決議には賛成しました。この附帯決議には 3 つのことが書かれてありました。1 つ目は、地域住民に対し十分かつ丁寧な説明を行うこと、2 つ目は、必要に応じて計画内容の見直しを含めた検討を行うこと、3 つ目は、進捗状況を所管の常任委員会に報告し、住民の理解が得られたことを確認した上で、慎重に予算を執行することでした。この附帯決議は賛成多数で採択されました。

そして、中町町内会連合会から提出された海の見える交流館周辺道路の整備計画について

反対する2つの請願書も賛成多数で採択されました。

今回、町長から提出された議案の賛否を判断するにあたり、私はこの附帯決議の3つの点と、請願書の要望がどのように扱われたかということを経験としました。

担当課からは、事前に18回の住民説明会を実施し、アンケートの結果約9割の方から賛同が得られたとの説明がありました。しかし、中町町内会連合会から要請のあった懇話会について担当課は参加を断っています。断った理由を尋ねた私の総括質疑に対して、担当課長は3つの理由を答えました。

1つは、18回の住民意見交換会を行いプロセスは完了している、2つは、公開ではないので公平性と透明性が保たれない、3つは、町への案内文が届く前に住民等への案内が発出されたために調整がつかなかったというものでした。このことは、附帯決議の1つ目にある地域住民に対し十分かつ丁寧な説明を行うことに反することだと思います。少なくとも、どんな形であれ、住民から要請があれば日時の変更も含めて最大限努力するというのが町の姿勢であるべきだと思います。特に3月議会に請願書を提出した中町町内会連合会からの要請であればなおさらです。意見書を提出した西郷港周辺地権者会との意見交換会は、担当課からの資料によると3月29日に実施しているのですから、町内会に対しては小さな単位で実施し、中町全体の意見交換会も町長参加で実施していると説明されますが、今回の対応は不十分だったと判断します。私は中町町内会連合会から要請がありましたので、他の議員5名と一緒に6月13日の懇話会に参加しました。地域住民の方が15名参加しており、2時間いろいろな議論をしました。町からの参加があれば、議員として計画が最善の形になるように努力しようと思っておりませんでしたので、残念でなりません。その後、地権者の会の方複数からお話を伺いました。その結果、地域住民が対立しているのではなく、地域住民の思いは一緒だということが分かりました。それは、地域住民全員が地域が良くなってほしいと思っているということです。

このまま計画を進めるのではなく、今一度地域住民との対話を重ねたうえで計画を進めるべきだと判断しましたので、工事請負契約の締結についての2つの議案に反対するものです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（安部大助）

次に、議第56号、57号原案に賛成者の発言を許します。

1番：松山 貢 議員

○1番（松山 貢）

これより議第 56 号、57 号に関して、賛成の立場より討論を行います。

まず私のスタンスですけれども、建築世界においてコンサル実務の基準、基本中の基本として常に司法の場での判断ならどうかということを意識しながら取り組んでいます。なぜなら、クライアント、人さまの人生と資産、時間とお金を託された仕事であるからです。同じ専門性知見でこのスタンスで今回も取り組んでおります。

まず、委員会のスタンスを確認しておきたいです。委員会としては専門的知見に交えて委員会の審査判断をしております。かつ、知性による明確な理解と情熱をもった判断をしております。そして、これから注力すべきはこれからのあり方、進め方であり、未来であるというふうに思います。

そして再開発の日本全国の現状の実例をお話しします。新規の開発、それから再開発含めまして、全国でその事例から公共・組合・民間関係なくですね、平和に進む再開発、都市開発はありません。今回の今の現状としては賛否も含めて様々な意見があり、様々な会話対話が進められております。

私は客観的にこれを判断するに、極めて平和的な効率的な建設的な状況だというふうに捉えております。そしてもし、この議案が否決されたとすればこのプロジェクトはストップし、これからの対応の処理ということが必須になってくるわけですが、それ自身が非現実的であります。なぜなら、今現段階で人生を託し事業を託し人生設計を変更して、行政・議会に託された住民がいるというこの現実が非常に大きいと思います。そのことについては、これから後戻りしてどうこうできるものではない、これが現実です。重い現実だと思います。

一方で、委員長報告では、住民説明の機に、結果的に出席をしなかった行政に対し附帯決議に反すると明言をしております。そして、遺憾の意とし最大級の非難抗議の表明を議会に対して実施するという重い行為を行いました。このことは完全に突き放すということではなく、立場は違えども、ともに未来をつくるのだという意思表示であるとも言えると思います。そして、島びと自身の意思としては、今までそれぞれの立場で覚悟を持ちながら判断をし行動し、進んでこられたのが事実だと思います。

その背景には、それぞれの強い熱意、明確な整理と理解があって導かれた道だと言えます。さらに、先般行われた一般質問の中での町長答弁、この事実は評価すべき点があるというふうに思います。その部分は、自然保護とまちづくりの考え方についてのところで、中高生に向けての景観計画におけるアンケートの中で、自然に正確に触れ、直接触れ感じ取るという原体験の声がほとんど見られなかったというところからまちづくりを

始めているということが見て取れます。このことは、全国のまちづくりの中において、非常に稀に見るファクトだと思うんですね。

自然体系のことをまちづくりに反映させるなどという文言すらほぼ出てこないのが、全国のまちづくりの実態です。このことは、島のロケーション環境がもたらしたことだとは言えますけれども、行政自身がこれを取り上げようとする事自体はすごく評価すべきことだと言えると思います。かけがえのない取組であり、教育の現場たりうるプロジェクトであるというふうに言えると思います。

そして我々の使命としては、自然とまち、子供たちを育むことの使命があるわけです。このことの具体的考えと行動であり、責任と情熱でつくり上げることが、まずもって我々ができることの1つであると言えます。

そして今、島の現在地を確認します。まちづくり再生の船は既に出航しております。これから島自身の時代をどう刻んでいくのか。旅のプランを練りながら航海をし続けながら進んでいくという真っ最中だと言えると思います。この町のテーマの一つ、解釈としましては悠久なる自然とまちの一体化、調和であると言えると思います。そして、自然と人の共存との循環、環境と暮らしの融合ではないでしょうか。

最後に、いま島は、最大公約数、最適解を導く、その直前に立っていると思います。この2つの議案自身が、これからの島のまちづくり、島全体の方向性を大きく左右する重要な議案だというふうに捉えております。歴史的変動の時代の真っ最中であり、我々現役世代の仕事であり責任のとり方であるというふうに思います。

よって、本議案に賛成することを強く主張いたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に原案に反対者の発言を許します。

14 番：高宮 陽一 議員

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

私は、議第 56 号「工事請負契約の締結について（仮称）海に見える交流館建設工事」、並びに議第 57 号「工事請負契約の締結について（仮称）海に見える交流館機械設備工事」について、反対の立場で討論を行います。

まず、西郷港周辺まちづくり事業についてであります。この事業は、本町の現状からまた町民にとっても重要で関心のある事業であることは申し上げるまでもございません。事業開始のときから期待している事業でございます。しかしながら、将来への財政負担・建物

の維持管理等々、多くの課題もありますが、身の丈にあった事業展開を町民の皆さんと協働で推進されることを期待している事業でもございます。

担当課では、説明会・意見交換会・アンケート調査をする等、鋭意、努力をされていることには敬意を表するものでありますが、形どおりの計画の説明のみで何とか町民の皆様方の理解を得ようとする姿勢が見えてこない感じがしています。質疑でも申し上げましたが「議会からの附帯決議を受け中町や西町の町内会で意見交換を進めています」とニュースレターに書いているような状況です。議会が云々ではなく、町として何とか理解を得ていくと。そして事業を進めたいという姿勢が見えてこないのが大きな現状でございます。

池田町長は、今議会の洋上風力の一般質問でも「合意形成が十分でない時点においては具体的見解を申し上げる段階にない」と答弁しており、さらに日頃から「町民の皆さんと協働のまちづくり」を進めると言っておられます。西郷港周辺まちづくりの事業では、言っていることとやっтерことが全く違う、程遠いように思えて仕方ありません。

今回、賛成討論するのか、反対討論するのか、本当に悩みました。附帯決議を可決した議員の責任として、この際はしっかりとブレーキをかけることが必要と判断し反対の立場で討論に参加したところであります。

私が3月議会において、交流館の屋根の形状に疑問を持ち「この建物の基本的な考えは」と質問した際に、担当課長は「建物の形状はまちづくりの理念である海とまちをつなぎ、そして世代をつなぐというコンセプトを全国のコンペにより具体的に提案されたもので、具体的には海側から出雲大社へと抜けていく軸線を設定しているデザインで、町の歴史的な流れを可視化しているという解説があり、魅力ある玄関口の拠点となるトータル的なデザインと考える」という人がつくったものをそのまま読むような答弁でございました。しかしながら、全国のコンペによって具体的に提案されたものとか、海側から出雲大社へ抜けていく軸線を設定されているデザインとか町の歴史の流れを可視化してる、とこういう解説があるという答弁は、誰が考えても当初から計画を進めるための説明であり議題を整理して理解を得ようという姿勢が感じられません。さらに議会からの附帯決議を受けて意見交換を進めたという姿勢が、これが大きな問題であります。

特に今回の事業では、大社通りが計画変更になったことで、もはやこの計画は破綻していると言っても過言ではなく、海側から出雲大社へと抜けていくデザインは破綻しており、あのような屋根の形状は全く必要ないと思います。5億も6億もかけて建設する意義がなくなっているのではないのでしょうか。

私たち議会が開催した住民との懇談会でも、「なぜ議会は事業にストップをかけないのか」「町はコンサルがつくった計画を説明するだけだ」との声も届いております。

何度も申し上げますが、町長が日頃から言ってる「町民の皆さんとの協働のまちづくり」を進めることに変わりがないのであれば、地域説明会や意見交換会、アンケート調査結果で判断したとしても、先般の中町町内会連合会からの要請も断るべきではなく、ようこそという気持ちで参加して欲しかったなど。今後の事業推進に反映すべきだったと思っています。これは覆水盆に返らずでございます。

このような状況の中で入札が執行され、今回の請負契約の議案が締結されましたが、もしこのまま工事を着工すれば基礎工事も始まります。

今後引き続き道路幅員の課題や公園整備、各種の事業を実施するためには、今度は逆に交流館の存在が障害となる、そういう恐れもありますし、さらに申し上げますと着工後のトラブルや生活圏への賠償補償などにもつながる可能性も含んでくるのではないかと、このように危惧しております。

先般、常任委員会でも都市計画課から説明会やアンケート調査の報告を聞きましたが、私はそのことよりも過去の都万地区（釜屋地区）で火事があったこの例を紹介しました。皆さんもご承知のように、釜屋地区の火事は当時大変な風が吹いておりまして、道路の反対側に燃え移り大惨事になるのではとこのように思っていたのですが、幸いにも道路が拡張され、おかげで反対側の郵便局の雨樋を焦がす程度で済んだという事例も今後のまちづくりの参考にすべきと紹介をしたところでございます。

もう1点申し上げますと、例えば、自分が家を建てる場合にどのような構造にするのか、いろいろと検討すると思います。ある程度考えが決まり、工事を始めようとした時に「少し庭が欲しいな」と思った場合、隣に空き地がある。さてどうするか。建設費でお金も少ないしな、難しいな。仕方ない、建物でも少し小さくして庭を確保するか。こういう判断をするんではないでしょうか。

この交流館は、目的があり建築するものでありますが、建物の関係上、道路幅員の縮小が課題であります。幸いにも道路は町道で町の財産であります、同時に町民の皆さんの財産でもございます。

町民との対話の先送りは行政への不信感を招くことにつながり、さらには地域住民との信頼関係も崩壊し、町民が二分されているような状況の中で事業を遂行することは、住民福祉サービスの向上を目的としている地方自治体としてあってはならないことであります。

池田町長は、都市再生特別措置法を定めている「居住者の生活利便性を継続的に確保する」という、この規定を最大限尊重し着工を一時中断すること。そして、町民の対話に全力を挙げる。このことが今求められるということだと思います。

国との関係もあろうかと思いますが、隠岐の島町は国の下請け機関ではございません。隠岐の島町民が第一であります。

着工を一時中断し住民の皆さんと対話を繰り返して理解を得ること、その間に設計変更なども検討すべきであります。町長、英断するのは今しかありませんよ。

以上、大変長くなりましたが、議第 56 号、57 号の契約について問題点、課題点を表して反対討論といたします。

議員各位におかれましても将来に禍根を残さないように、今決断すべきときであります。どうかご理解をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に原案に賛成の発言を許します。

4 番：脇田 千代志 議員。

○4 番（ 脇 田 千 代 志 ）

続きまして、同じく議第 56 号、57 号の賛成討論を行います。

前者の皆様と内容は重複するところはございますけども、何とぞご容赦をお願いしたいと思います。

当該工事の実施については、今なお地域住民の皆様の中に賛否両論があるのが現状です。先般の 3 月定例議会においては、海に見える交流館周辺道路の現状維持を求める地元自治会連合会からの切実なる請願を受け、また地権者の皆様からいただいた事業の推進を求める意見書も重く受け止めながら「住民の皆様には十分かつ丁寧な説明をすること」や「意見を計画の見直しに反映させること」などを盛り込んだ附帯決議を付して、本年度当初予算を議決いたしました。

その後、担当課においては附帯決議を尊重し、各町内や郡部を含めた島内一円 18 団体に説明会を開催し、計画への理解を求める努力をされた点は大変評価すべきと認識しております。また、説明会後に行ったアンケート調査においては、事業の実施に理解を示された方が約 90% という結果報告を受けたことにより、地域住民の大半からコンセンサスを得られたと解釈すべきと認めざるを得ないところです。

しかしながら、町執行部のその後の対応についてはここで強く苦言を呈さなければなりません。去る6月13日、地権者、自治会連合会、町担当課、そして我々議員が一堂に会しコミュニケーションを深める場として自治会連合会主催の「懇話会」が開催されました。しかし、町担当課は町長の指示のもとに理由をつけて欠席をいたしました。これは議会が付した「附帯決議」の精神に大きく反する行為であり、議会と地域住民との信頼関係を著しく損なう極めて残念な対応だと言わざるを得ません。猛省を促すものであります。また事業の円滑な進行を願う意味で関係修復の重要性を喚起し自治会連合会へ早急に誠意ある行動を示すべきとの提案に対しても、いまだに行動に移していないことは大いに遺憾とするところであります。

このように、行政の対応には大きな不満が残るものの私が本事業に賛成する理由は、この施設が完成することで地域内外の交流が生まれ、町に新たな活気がもたらされるという本来の価値に期待するとともに、ここで事業を先延ばしにした場合に実害を被る人々や事業者、そして町が失う「損失」があまりにも大きいからと思う次の理由からであります。

第一に、入札によってすでに工事を受注し、部材の発注等に取りかかっておられる地元事業者の皆様に多大なご迷惑をおかけすること。第二に、事業費に対して相当額の交付金を措置していただく国へのマイナス印象。そして何より、輝く町の未来を信じ「海に見える交流館」を中心とした西郷港周辺のまちづくりに大きな期待と希望を抱いている本町の子どもたちの存在があります。

ここで事業を停滞させれば、これらの皆様の期待を裏切り多大な不利益を与えることになります。ひいては、町そのものの信用失墜という他の事業への悪影響を及ぼすかもしれない取り返しのつかない事態を招くことを強く懸念いたします。町執行部におかれては、今回の対応を深く反省し今後は決して地域住民の信頼を失うことのないよう、事業への理解と協力を得るための「最善の努力を怠らないこと」このことを強く条件として申し添え、本議案に対する私の賛成討論といたします。

以上終わります。

○議長（安部大助）

議第56号、及び議第57号についてほかに討論ありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、議第56号及び議第57号議案についての討論を終わります。

他の議案について反対討論はありませんか。

2番：村上 一 議員

○2番（村 上 一）

それでは、議第54号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」に対する反対討論を行います。

この補正予算の中には、土木費の中で、都市計画費として補正額2億7,781万6千円が計上され、当初予算の8億6,088万2千円と加えて、合計11億3,869万8千円の補正予算が提案されております。

この予算は、先ほど私が議第56号、第57号で反対討論した内容と重なる部分がありまして、3月定例会のときに予算案に私は反対しましたが、同じ理由でこの補正予算に対しても反対したいと思います。

理由については、先ほど討論しましたので、それに替えたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（安 部 大 助）

議第54号について、原案に賛成の賛成者の発言を許します。

1番：松山 貢 議員

○1番（松 山 貢）

では、議第54号について、賛成の立場から討論を行います。

今現在町行政においてですね、極めてシビアな状況を迎えているというふうに捉えています。といいますのは、先ほども討論しましたように、この予算自身が執行まで遂行できないというふうになった暁にはどういう判断なのか。国からは予算を執行できない行政区、自治体としての判定が下ることになります。このことがどれほど多大な影響を及ぼすか予測がつかないほどの影響になると思います。

今後の国予算、交付金への影響ははかり知れず、島の明日に、未来に島自身に多大なるマイナス影響を及ぼすことも必須となります。まちづくり、再生のこと、子供たちのこと、教育のこと、自然のことを愛し育むために、この議案に賛成することを強く主張します。

以上です。

○議長（安 部 大 助）

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番：山田 浩太 議員

○5番（山 田 浩 太）

「令和8年度一般会計補正予算（第1号）」に含まれる都市再生整備事業について、反対の

立場から討論いたします。

3月定例会では、西郷港周辺まちづくり事業、海に見える交流館建築工事に伴う町道計画につきまして附帯決議が可決されました。本事業は別議案になりますが、いずれも西郷港周辺のまちづくりであり、町民の理解と信頼は共通の前提であると考えております。

意見交換会など説明の場を設けてきた点は担当課を高く評価すべきではありますが、一方でまちづくり全体についてその前提が十分に整っているとは言えない中で、今回の事業の補正予算案は慎重さを欠くと考えています。特段、懸念の中心と考えるのは、新規事業として計上された商流システム開発事業、補正額500万です。

担当課の説明資料では、交流館を拠点に地域経済を循環させるソフト事業として位置づけられており、目的はとても理解できます。しかし委員会における説明では現時点で最終的な成果物はなく、要綱やプロポーザルの要求水準もまだ整っていないとされました。実施計画のKPIも示されましたが、現時点では調査前で具体像は示されていないというように捉えております。

つまり、何を誰がどの基準でどこまでつくるのかが見えないまま交付金の要件を満たすための枠組みでは、町民に説明できる事業にならないと考えています。交流館の建築、設計、用地取得など、既に多くの事業が並行する中、さらに民間のコンサルタントを新たに入れ地域経済の仕組みをこれから考える進め方には懸念が残ります。事業の進め方をここでしっかりと整理すべきではないかというふうに考えます。

まず、商流システム開発事業500万円は今回の補正から切り離し、成果物の定義、プロポーザル要求、審査基準、費用の内訳等を示したうえで、改めて議会に諮るべきであると考えます。

次に、新たな民間事業者を入れる前に、交流館の運営予定者、地域の生産者や事業者、そして農林水産課、商工観光課など関係課との役割分担を明確にし、既に進んでいる取組との重複を避けるべきであると考えます。そして、西郷港周辺まちづくり全体としてソフト事業を急ぐ前にハード整備と併せて町民への説明と理解形成を継続すべきです。地域経済の仕組みづくりは、建物ができる前から町民の目に見える形で進めることが大切であると考えています。

まちづくりには、ハードとソフトの両方が必要です。しかし、町民からの理解と信頼、事業内容の整理が済まないまま新たなコンサルティング費用を積み上げることには賛同することができません。執行部には、本事業の計画整理と丁寧な説明の継続を改めて求めていきま

す。

以上の理由により、本補正について反対をいたします。

同じような考えを持つ議員の皆様にはぜひ賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に、原案に賛成の発言を許します。

4 番：脇田 千代志 議員

○4 番（ 脇 田 千 代 志 ）

同じく、議第 54 号について賛成討論を行います。

本事業は、西郷港周辺まちづくり事業における用地取得費や建物補償費に加え、避難路兼通学路整備費、スカイブリッジ撤去費、交流館周辺広場の詳細設計費、事業システム開発費等であります。

このうち補正事業費 2 億 7,700 万円のうち、大半の 2 億円あまりは用地取得費、建物補償費であります。

地権者の皆様は、先祖代々守り継いできたかけがえのない土地や建物を町の施策を信じ身を切るような思いで公共のために提供してくださいました。地権者の皆様の不安を一日も早く取り除くことは行政の責務であります。それに加え、本事業に含まれる避難路兼通学路の整備は、子供たちの安全な登下校を守り災害時の避難経路を確保するという町民の命と安全に直結する極めて公共性の高い取組です。

事業へのご理解と進捗が図られこれらの整備を遅滞なく進めるためには、当補正予算の確保と執行は必要不可欠であり、本議案に賛成するものであります。

以上終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

議第 54 号について、ほかに討論ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第 54 号議案についての討論を終わります。

他の議案について反対討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立により行います。

まず、はじめに、承認第3号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から承認第7号、「令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」までの5件を一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第3号から承認第7号までの5件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第44号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」及び議第45号「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の2件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第44号及び議第45号の2件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第46号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第46号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第47号「隠岐の島町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例」及び議第55号「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の2件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第47号及び議第55号の2件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 48 号「町道路線の認定、変更について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 48 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 49 号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港沖防波堤改良工事〕」から議第 52 号「物品購入契約の締結について〔学校給食配送車購入〕」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 49 号から議第 52 号までの 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 56 号「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館建築工事〕」について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 56 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 57 号「工事請負契約の締結について〔(仮称) 海の見える交流館機械設備工事〕」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 57 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 58 号「工事請負契約の締結について〔運動公園屋外キュービクル更新工事〕」

から議第 60 号「工事請負契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）防砂堤ブロック製作工事〕」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 58 号から議第 60 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 53 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町自動車練習施設〕」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 53 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議題 54 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第 54 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 61 号「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 61 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意 3 号は原案のとおり「同意」することに決定いたしました。

次に、請願第 3 号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第 3 号は委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付しましたとおり、2 件の議案が提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により、委員会及び議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

はじめに、発委第 3 号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 7 番：齋藤 則子 議員

○7 番 (齋 藤 則 子)

それでは、発委第 3 号「地方財政の充実・強化に関する意見書」につきまして、提案理由を申し述べます。

医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化対策はもとより、地域交通の維持・確保、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスを含め極めて多岐にわたる役割が求められています。

こうした地方の財源対応について、公共サービスの質の確保を図るためにも安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確保することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もるためには国と地方自治体の十分

な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

このため、2027年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものでございます。

なお、意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣でございます。

皆様ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部大助）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第1号『『有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法』の延長及び離島対策の抜本的拡充を求める意見書』について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮陽一）

それでは、発議第1号『『有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法』の延長及び離島対策の抜本的拡充を求める意見書』の提出に

ついて提案理由の説明を行います。

ご案内のように、現行の特別措置法は来年、令和9年3月31日をもって期限を迎えますが、有人国境離島が抱える根本的な課題はいまだに解消されることもなく、本法が失効すれば島民の皆さんには多大な不安を与えるとともに、これまで積み重ねてきた振興施策の成果も損なわれるおそれがございます。

我が国の国境を支え人が住み続けるまちであり続けるためには、国境離島地域の実情や要望を十分に反映した改正を行い期限の延長を実現するように、地方自治法第99条の規定により国会政府に対して意見書を提出するものであります。

なお、意見書の提出先は衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣であります。

議員各位におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安部大助）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発議第1号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で「令和8年第2回隠岐の島町議会定例会」を閉会いたします。

(閉 会 宣 告 11時38分)

以 下 余 白